〈サンプル〉

〒176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号 令和 7年 3月29日

練馬 太郎 様練馬 花子 様

利用調整前月の最終開庁日が記載されます。

保育利用保留通知書は原則初月のみの発行となります。翌月 以降も発行を希望される場合は、申込み時に申請書余白にその 旨をご記入いただくか、付箋等を貼り付けてお知らせください。 利用開始月翌月以降は『令和〇年〇月保育園等利用調整結果 のお知らせ』の表記となります。

練馬区教育委員会教育長 〇〇 〇

印

保育利用保留通知書

		日付けで申込みをされた 利用を保留とします。	練馬 一郎		様の保育の利用につ	いて、審査の
児	童の生年月日	令和 6年 5月29日	利用調整さ	れた学齢	0 利用調整対象月) 令和 7年 4月
希望保育園等の名称						
1 ○○保育園 1 2 △△保育園 2 3 □□保育園 3						
		理由が記載されます。				
1・・・空きが不足していたため2・・・空きがなかったため3・・・申込み対象外の学齢だったため4・・・その他						
利用を保留とする理由				± >2		
1.	1. 実施基準等には該当しますが、定員に比				∃の翌月から起算して ます。ただし、4月1次	
2.	直ちには利用できません。 実施基準等には該当しますが、現在希望の保育園等 希望保育園等で該当年齢の保育を実施していないため。					
3.						
4.	その他()
申込有効期間 つい 令和 7年 4月利用開始まで						

(付記) 令和 7年 5月以降 の入園 (利用開始) は、締切日までの申込みが再度必要です。 締切日は最新の『保育利用のご案内』をご確認ください。

なお、申込み後、保護者の就労形態や家庭の状況・住所が変わった場合、および希望園を変更したい ときは、申込内容変更届を提出してください。

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、練馬区教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、練馬区を被告として(訴訟において練馬区を代表する者は練馬区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

こども家庭部 保育課 入園相談係 TEL 03-5984-5848

※ただし教育・保育給付認定の有効期間中に限る